

平成21年度 歳末たすけあい運動・援護金について

申請書及び非課税証明書発行用委任状等の提出が必要となります。

10月1日より全国一斉に、「みんなで支えあうあたたかい地域づくり」をスローガンに掲げ、「歳末たすけあい運動」が展開され、例年、多くの市民の皆様からあたたかい善意をお寄せいただいております。この善意を市内の生活困窮世帯の方々に歳末たすけあい運動・援護金として配分いたします。

☆申請対象となる世帯

鴻巣市内に在住の方で、住民基本台帳に登録されている人で構成されている世帯であり、次の①・②・③のいずれかに該当される世帯。

- ① 平成21年市民税・県民税非課税世帯
- ② 平成21年中に事故・病気等の具体的理由により生活困窮になった世帯
- ③ 平成21年度中に経済不況による解雇・減収等の具体的理由により生活困難となった世帯

*生活保護世帯および預貯金がある場合や家族等から援助を受けている世帯は対象外となります。

☆申請書類

- 申請書・・・必要事項を記入して下さい。*家族構成等の記入された内容について、民生・児童委員が状況を確認する場合がありますのでご了承ください。
- 非課税証明書発行用委任状（世帯全員分）・・・課税状況を確認するため、委任状により、鴻巣市市民税課にて、社会福祉協議会が非課税証明書の発行を申請します。ただし、非課税でない場合については、状況を把握するため、課税証明書の発行を申請します。なお、中学生以下は非課税証明書の発行不要です。
*市民税・県民税の申告がお済みでない方は、必ず申告をして下さい。（ただし、税務署へ確定申告書を提出した方は必要ありません。）
- 給与明細書（コピー）・・・直近2ヶ月分。対象世帯②・③のみ。
- 解雇通知書（コピー）・・・対象世帯③（必要に応じて）のみ。
- 民生・児童委員意見書・・・対象世帯②・③のみ。後日作成が必要となります。

☆申し込み方法

申請を希望される方は、上記の申請書類をご本人が平成21年10月1日（木）から11月10日（火）の間の午前9時から午後5時までに、鴻巣市社会福祉協議会（又は吹上地域福祉センター）へご提出下さい（土、日、祝を除く）。ただし、対象世帯③に該当する場合には、平成22年3月31日（水）まで申請を受け付けます。

※身体等の理由から、ご本人で申請書類を入手あるいは提出することが困難な場合は、下記の問合せ先までご連絡ください。民生・児童委員がご自宅へ訪問させていただきます。

※申請書類については、鴻巣市社会福祉協議会・吹上地域福祉センター・鴻巣市役所福祉課・吹上支所および川里支所福祉グループ・各公民館・市民センターに設置しております。

※氏名等の個人情報歳末たすけあい運動・援護金事業のみに使用しますが、担当地区民生・児童委員と情報を共有いたしますことを予めご了承ください。

《問合せ・提出先》

○鴻巣市社会福祉協議会（総合福祉センター内）鴻巣市箕田4211番1 TEL 597-2100

○鴻巣市社会福祉協議会・吹上地域福祉センター（吹上福祉活動センター内）

鴻巣市鎌塚57番地1 TEL 548-6664